

国出先機関改革関係

ページ

（１）出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する新たな対応について…………… 1

- 別紙 1 大規模災害時等における各省大臣と特定広域連合との関係について
- 別紙 2 大規模災害時等の緊急時のオペレーションに係る出先法案の
修正について（イメージ）
- 別紙 3 市町村の意見反映の仕組みについて
- 別紙 4 出先機関の移管に対する市町村意見の反映（イメージ）
- 別紙 5 市町村の意見反映の仕組み（イメージ）（いわゆる協議の場合）
- 別紙 6 市町村の意見反映の仕組み（イメージ）（特定広域連合委員会への参画）
- 別紙 7 市町村の意見反映を担保する仕組みの強化（イメージ）

（２）国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の概要 …………… 6

平成 24 年 11 月 13 日
内閣府地域主権戦略室

出先機関改革（ブロック単位での移譲）に関する 新たな対応について

I. 大規模災害時等の万全な対応の在り方

大臣から特定広域連合等の長への協力指示があった場合に、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加。（別紙 1、別紙 2 参照）

II. 市町村の意見反映の仕組み

1. 反映義務の法文上の明確化

「できる限り市町村の意見を反映しなければならない」とする規定を法案に追加。（別紙 3 参照）

2. 出先機関の移管と市町村意見の反映

出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

事務等移譲計画の認定に当たっては、出先機関の移管の可否も含め大半の市町村の理解が必要である旨基本方針において明確化。（別紙 4 参照）

3. 市町村意見の反映を担保する仕組み

事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村意見の反映がしっかりと担保される仕組みとする。

このため、いわゆる「協議の場」の開催を市町村が常に発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならない旨基本方針において明確化。（別紙 5 ～ 7 参照）

- 現行の法案では、大規模災害時等における各省大臣による特定広域連合等の長への指示について規定しているところ。
- 新型インフルエンザや武力攻撃事態、原子力災害等の緊急時法制においても、こうした指示について規定している。
- しかしながら、大規模災害時等においては、国民の生命・身体・財産の保護等の観点から、万一にも遺漏があってはならないため、大臣による広域連合の長への指示があった場合、「直ちに当該指示に係る措置をとらなければならない」旨の対応義務を法案に追加し、これまでの緊急時法制において前例のない対応を取ることにしたい。

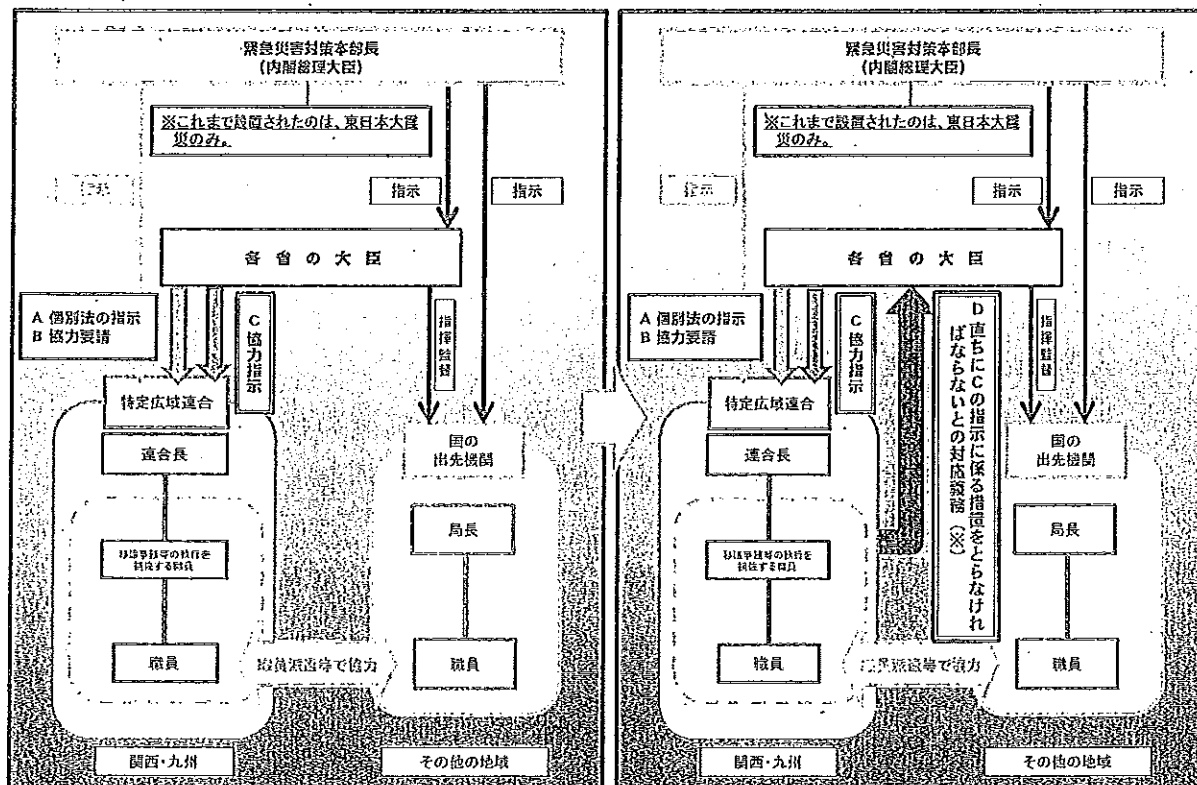
※ 現行の条文案は以下のとおり。

- 国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（抄）
（非常事態における管轄行政機関の長の指示）

第二十五条 管轄行政機関の長は、災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために移譲先特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、移譲先特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

1

大規模災害時等の緊急時のオペレーションに係る出先法案の修正について（イメージ） 別紙2

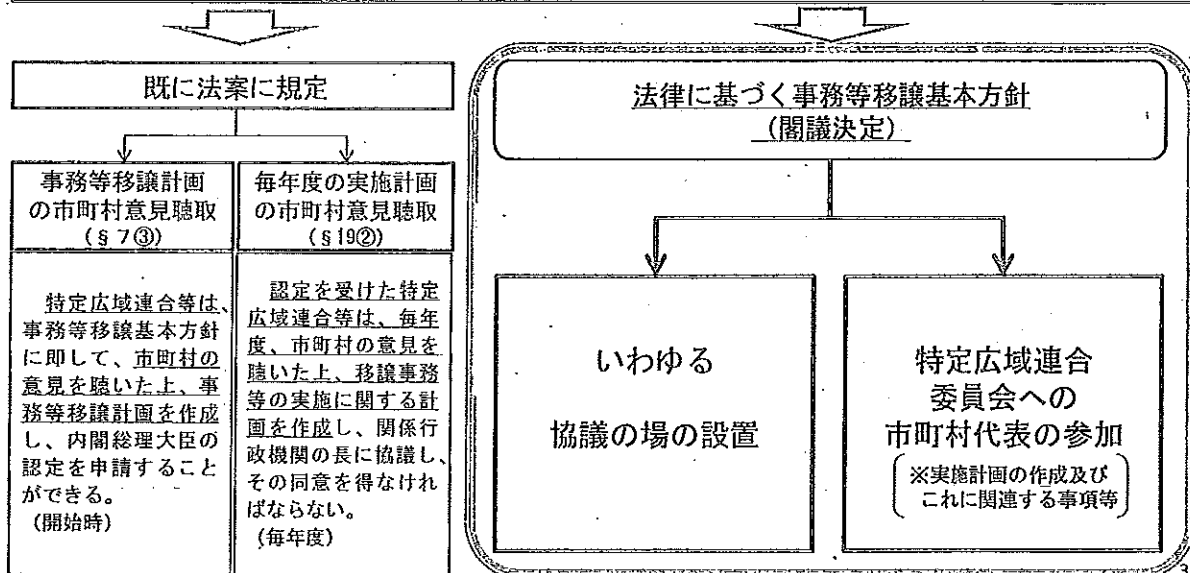


(※) 新型インフルエンザや武力攻撃事態、原子力災害等の緊急時法制において他に例をみないもの。

2

新たに以下の責務規定を追加。

- 認定を受けた特定広域連合等は、第三条に定める基本理念にのっとり、移譲事務等その他の当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映するよう努めなければならない。→しなければならない。
- 特定広域連合等は、市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該市町村の意向を事務等移譲計画に反映するよう努めなければならない。→しなければならない。



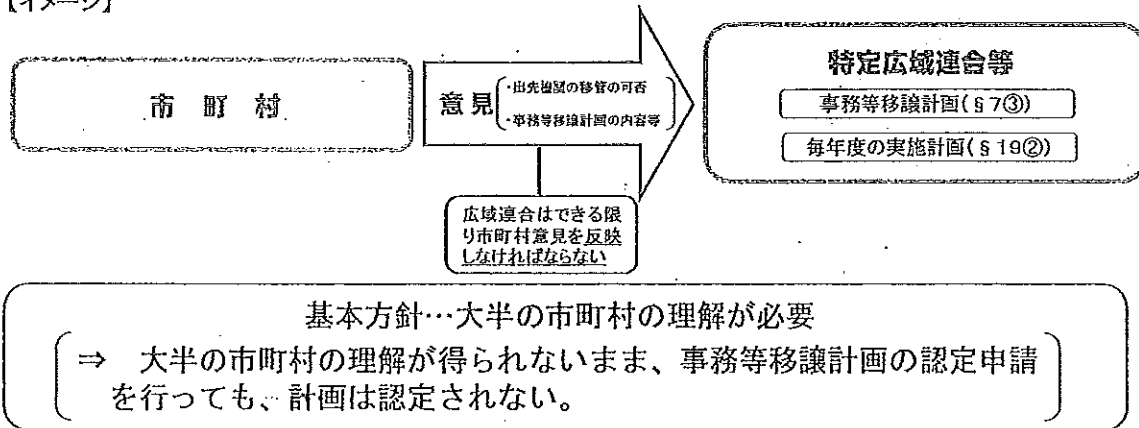
出先機関の移管に対する市町村意見の反映（イメージ）

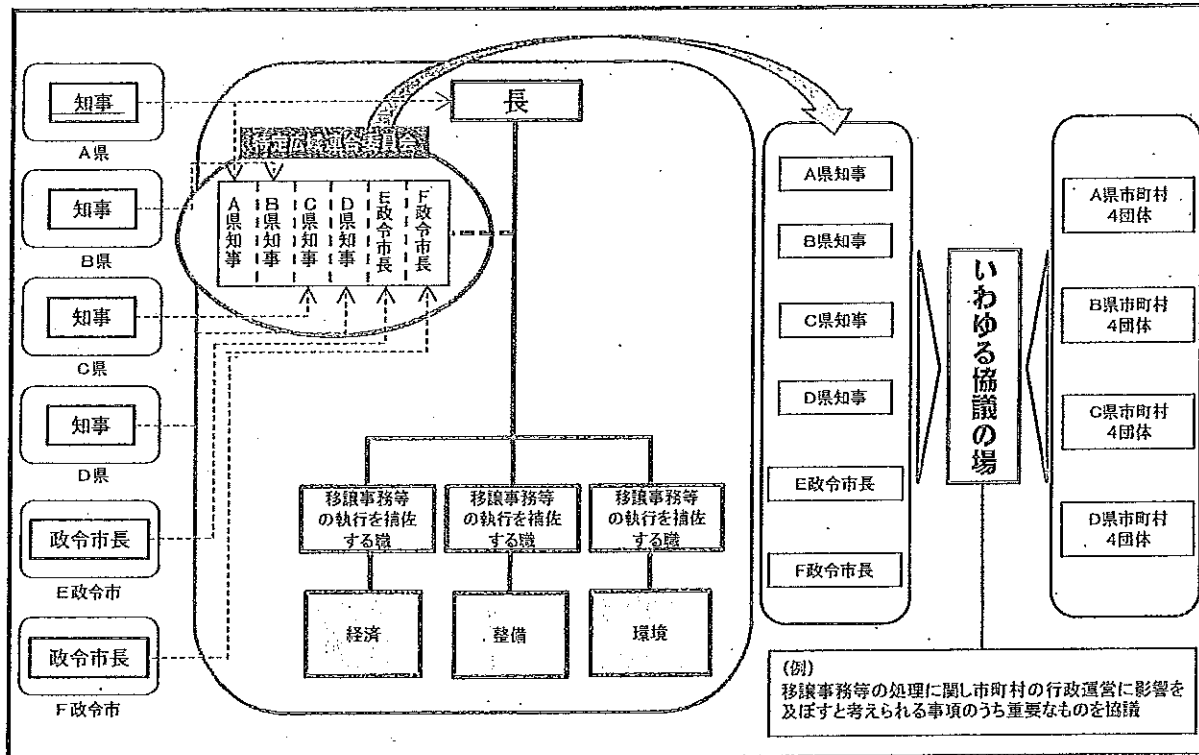
別紙4

出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解を必要とする仕組みとする。

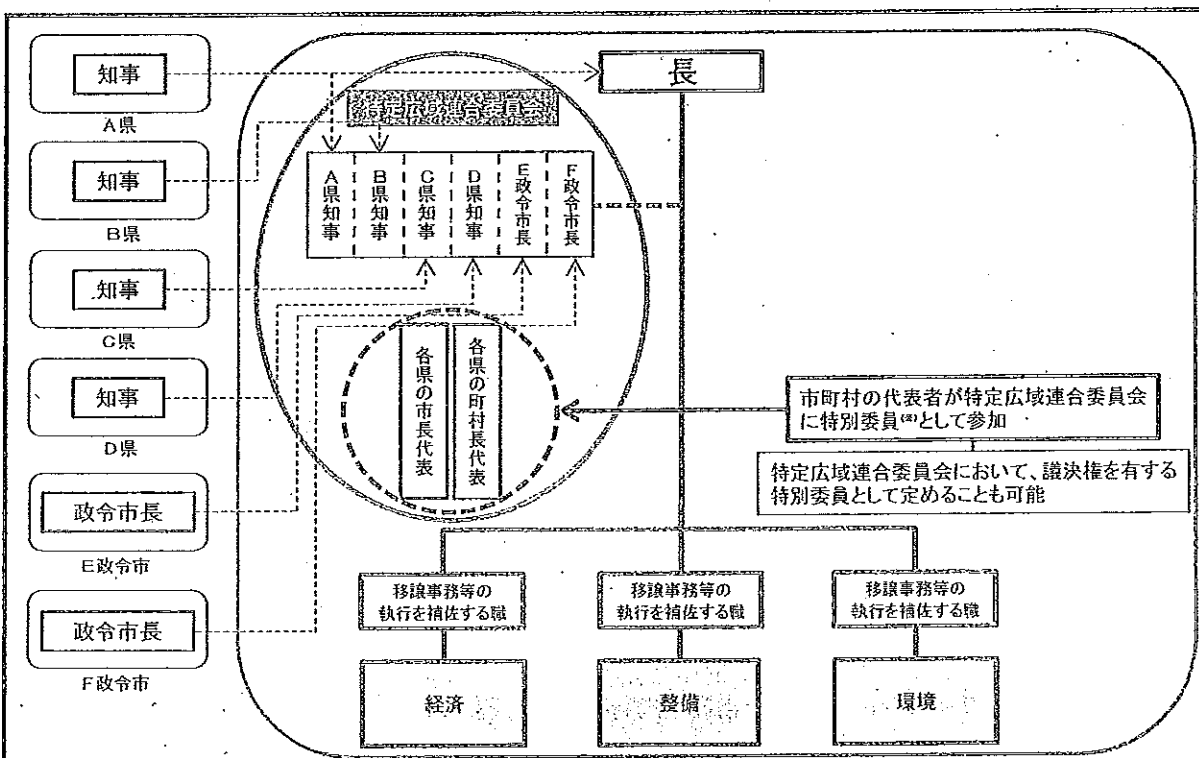
- 事務等移譲計画について、市町村が移管の可否について意見表明した場合も、広域連合はできる限り市町村意見を反映しなければならない。
- 事務等移譲基本方針（閣議決定）に、移譲対象出先機関毎の事務等移譲計画の認定にあたっては、大半の市町村の理解が必要である旨盛り込む。

【イメージ】





5



※特別委員は、実施計画の作成及びこれに関連する事項等が審議される場合に、議決権を有せず、会議に出席し意見を述べることができる委員が一般的には想定されるが、特定広域連合委員会において、議決権を有する特別委員として定めることも可能。

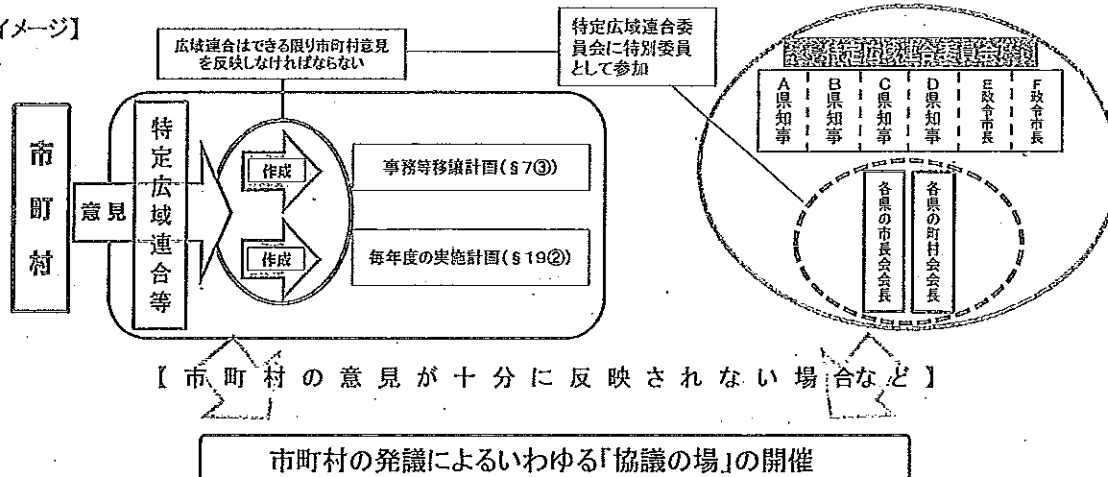
6

- 事務等移譲計画及び毎年度の実施計画の作成に係る市町村意見や特定広域連合委員会における市町村の意見がしっかりと担保されるよう、常にいわゆる「協議の場」の開催に係る市町村の発議権を認める。

具体的には、事務等移譲基本方針（閣議決定）に以下の事項を盛り込む。

⇒ 市町村の意見が十分に反映されない場合など、市町村はいわゆる「協議の場」の開催を発議できることとし、特定広域連合等は原則として応じなければならない。

【イメージ】



国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案の概要<要約版>

※下線部分は法案修正箇所

◆ 目的 (第1条)

国の出先機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、国・地方を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与すること

◆ 基本理念 (第3条)

- ①適切な役割分担と連携のもと、特定広域連合等の「自主性及び自立性」が十分に発揮されること
- ②「住民の福祉の向上」に寄与すること
- ③国・地方を通じた「行政の効率化」に寄与すること

◆ 移譲対象

⑴「特定広域連合」の要件 (第2条第3項)

広域連合を組織する都道府県の区域が、出先機関の管轄区域を包括するもの
(出先機関の管轄区域に含まないことに相当の合理性が認められる区域は政令で規定)

⑵移譲対象機関 (第2条第2項)

経済産業局、地方整備局、地方環境事務所

⑶移譲事務等 (第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項)

移譲対象機関の事務等のうち政令で定めるもの

◆ 移譲手続き

1 事務等移譲基本方針 (政府が制定) (第6条)

- ・移譲の意義及び目標
- ・移譲のために政府が実施すべき施策に関する基本的方針
- ・「事務等移譲計画」の認定に関する基本的事項
- ・移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
- ・特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的事項 等

○内閣に全閣僚で構成する「事務等移譲推進本部」を設置し基本方針案を作成
○基本方針は、閣議決定で定める

2 事務等移譲計画 (特定広域連合等が「基本方針」に則して作成) (第7条第1項、第2項)

- ・特定広域連合等の名称
- ・移譲対象出先機関の名称
- ・移譲事務等の実施のために設定する区域
- ・移譲計画の目標
- ・移譲事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項 (内閣府令で規定)
- ・移譲事務等に関連して地方公共団体から持ち寄る事務等に関する事項 等

○あらかじめ関係する都道府県や市町村の意見を聴き、できる限り意向を反映し、議会の議決を経て作成
○内閣総理大臣に認定申請

3 事務等移譲計画の認定 (内閣総理大臣の認定基準) (第7条第4項)

- ・「事務等移譲基本方針」に適合すること
- ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
- ・区域が、特定広域連合の要件となる区域と一致していること

○あらかじめ所管大臣の同意を得て認定する

4 事務等の移譲 (第15条第1項)

移譲計画の認定を受けた時、特定広域連合等に事務等が移譲

◆ 国の関与

内閣総理大臣

- ・移譲事務等の実施状況について報告を求めることができる（第10条）
- ・移譲事務等の適正・確実な実施のため特に必要な時は、実施に関し必要な措置を求めることができる（第11条）

所 管 大 臣

- ・移譲事務等の適正な実施を確保するため必要がある場合には、特定広域連合等の長に対する国の関与を政令で定めることができる（第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項）
（同意、許可、認可、承認、指示、協議、その他具体的かつ個別的に関わる行為）
- ・長に「職員派遣その他必要な協力」を要請できる（第24条）
（地震、台風、水火災その他非常事態の場合、災害応急対策・復旧のため必要がある場合）
（特定広域連合等は、所掌事務に支障がない限り、要請に応じなければならない）
- ・長に「職員派遣その他必要な措置を講ずべきこと」を指示できる（第25条）
（緊急災害対策本部設置時、その他政令で定める場合において、国民の生命、身体、財産の保護のため特定広域連合等の協力が特に必要な場合）
- ・長が行う移譲事務は政令で定めるものを除き、当分の間「第一号法定受託事務」とみなす
（附則第2条）

◆ 移譲事務等の実施に関する計画（第19条）（詳細は内閣府令・主務省令で規定）

毎年度、所管大臣に協議し同意を得なければならない

◎あらかじめ関係する都道府県や市町村の意見を聴き、できる限り意向を反映し、議会の議決を経て作成

◆ 執行体制等（第20条～第23条）

- ・理事会制の適用は除外
- ・規約により「特定広域連合委員会」を置くことができる
（委員会設置の場合は、「条例の制定・改廃、予算調製、実施計画の作成又は変更、規約に定める重要事項の決定又は変更」について、連合委員会の意見を聴き、必要がある場合は適切な措置を講じなければならない）
- ・事務等移譲計画ごとに、特定広域連合等の長の補佐及び職員の担任する事務の監督を担う常勤の職を置く
- ・包括外部監査契約の締結を必須とする
- ・人事委員会を必置とする

◆ 国及び特定広域連合等の責務

- ・国は、地方公共団体に対し、移譲事務等の実施に関する情報の提供、助言、その他必要な支援をすること（第4条）
- ・特定広域連合等は、事務等の実施に当たり、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならない。
- ・特定広域連合等は、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画・立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関する情報の提供やその他必要な協力をする（第5条第1項）
- ・特定広域連合は、移譲事務等に関連する事務等を持ち寄るよう努めること（第5条第2項）

◆ 職員の引継ぎ及び財政措置（第28条～第32条、第38条）

- ・出先機関職員は別に辞令を發せられない限り、事務等を移譲された日において特定広域連合等の職員となる
- ・国は基本理念に則り、特定広域連合等が移譲事務等を実施するため必要な財政上の措置を講ずる

◆ その他（附則第10条）

- ・政府は、この法律の施行後1年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定の申請の状況を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であつて、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、①の事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに当該事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、①の事務等の実施に当たって、できる限り関係市町村の意見を反映しなければならない。
- ④ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置に

についての計画

- ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）
- ② 特定広域連合等は、③の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いたときは、できる限り当該都道府県及び市町村の意向を事務等移譲計画に反映しなければならない。
- ③ 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
 - ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
 - ・移譲対象特定地方行政機関の名称
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあつては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
 - ・事務等移譲計画の目標
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
 - ・移譲事務等の実施体制に関する事項として政令で定めるもの
 - ・特定広域連合にあつては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項等
- ④ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
 - ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。

・特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

⑤ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、当該特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑥ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑦ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

⑧ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。

⑨ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。

② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当

該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を、政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・ 条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・ 予算を調製しようとするとき。
 - ・ 実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・ 認定を受けた特定広域連合の重要事項であつて規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災

その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。当該指示を受けた特定広域連合等は、直ちに、当該指示に係る措置をとらなければならない。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を發せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

- ① 認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

② 政府は、この法律の施行後１年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。